

新インセンティブ契約制度のお知らせ

平成25年10月1日から、装備施設本部では、新インセンティブ契約制度^(注1)を施行することとなりました。

新しい制度は、従来の制度に対し、①申請方法の多様化、②インセンティブ料率の引き上げ、③コスト削減額が契約金額の20%を超える場合の随意契約化 などの大幅な改正を行い、企業の皆様にとりまして一層提案しやすい内容となっております。

これに伴い、従来適用して参りました「原価改善提案に関する特約条項」を廃止し、新たに「インセンティブ契約制度に関する特約条項」^(注2)を適用することとなります。

新制度の概要については、次ページ以降をご参照下さい。

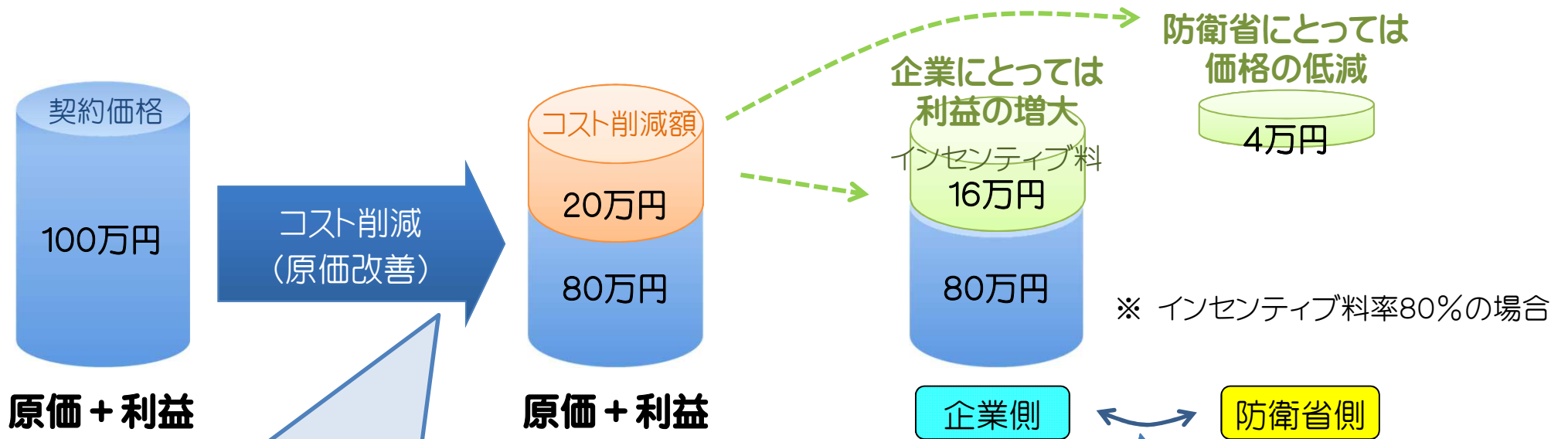
注1 調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であり、企業の原価改善努力によるコスト削減額の大半を企業に付与することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲の向上を図るもの

注2 特約条項については、装備施設本部ホームページ内「装備品の調達制度等に関する情報」をご覧ください

インセンティブ契約制度

企業からコスト低減に向けた意欲を引き出すため、企業が契約締結時に念頭に置いていなかった技術等によるコスト削減策を提案し、防衛省に採用された場合に、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度

● 原価改善前の契約価格 -----> ● 原価改善後の契約価格



原価改善とは・・・

- 契約の締結時に念頭に置いていなかった技術又はアイデア・製造ノウハウに基づく工程の変更
- 契約締結時の想定されなかった習熟度・歩留率の改善による生産効率の向上

価格の低減と利益の増大を両立

Win-Winの関係

インセンティブ契約制度変更の経緯

減価提案制度の試行について(平成11年度)



インセンティブ契約制度の試行について(平成14年度)



主な改正点

提案の有効期間を3年から5年に延長

インセンティブ契約制度の試行について(平成20年度改正)



主な改正点

製品設計、使用材料、生産設備などの**技術的**な改善という提案要件を撤廃。新たに、

- 既存の生産条件のもとでの**汎用的**な手法による生産能率の向上
- 下請負者の行う改善

なども対象とした。

提案の有効期間である5年間の各契約において、低減額の50%としていたインセンティブ料の計上方法を変更し、傾斜配分を可能とした。
例:1年目90%、2年目80%、3年目50%、4年目20%、5年目10%⇒5年間の総額は50%

インセンティブ契約制度について(平成25年度)

主な改正点

次頁参照

今回の見直しについて

○ コスト削減(原価改善)の事後に制度適用を申請できる方法を新設

現行

- 工程変更に着手する前に、コスト削減の方法とコスト削減額の双方を確約することが必要

新制度

- 現行の申請方法に加え、
 - ・ コスト削減額の事前の確約を要さない申請方法
 - ・ コスト削減を実現した事後に申告する方法を新設

○ コスト削減の規模や提案時期に応じてインセンティブ料率を多様化

- インセンティブ料率は、コスト削減の規模によらず一律50%(5年間の総額)

- コスト削減の規模や提案時期に応じてインセンティブ料率を多様化(料率を最大90%まで引上げ:次頁参照)

○ 制度の適用を受ける契約を随意契約化

- コスト削減を行っても、事後の契約を約束されない
⇒ 初期投資を要するような大規模なコスト削減は行われず

- 契約企業が20%超のコスト削減額を約束した場合に、制度適用期間中の契約を随意契約化
- 随意契約化に係わらずコスト削減額が10%を超えるごとに、制度適用期間を1年ずつ延長(通常5年)

インセンティブ適用料率

適用方式		採用決定日又は認定日から契約締結日までの経過年数					
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 (注)
原価改善提案方式 (コスト削減額確約 型)	削減割合5パーセント以 下の部分	90	85	80	75	70	55
	削減割合5パーセント超 の部分	100	95	90	85	80	
原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)		80	75	70	65	60	55
原価改善申告方式(事後申告型)		55	55	55	55	55	55

注:コスト削減額の割合が10%を超える場合、10%増すごとに1年を加算する